

# 区立小・中学校の適正規模の考え方について

区立学校の適正規模の考え方、過小規模校・過大規模校への対応については、現在の考え方を基本としつつ、変更すべき要素があれば修正を行っていく。

## 1 練馬区の小中学校の適正規模（令和5年度現在）

**小学校** 12～18学級（1学年2～3学級）  
学校運営上支障がないことや教室の確保を条件に19～24学級は許容範囲

**中学校** 12～18学級（1学年4～6学級）

**小中一貫教育校** 18～27学級（1学年2～3学級）【練馬区小中一貫教育推進方針】

国の基準【学校教育法施行規則】…標準規模を、小中学校 12～18学級  
（小中一貫の義務教育学校は、18～27学級）

## 2 練馬区の小中学校規模（令和5年度）

	過小規模校	適正規模校	過大規模校（許容範囲）	合計
小学校	6校	39校	20校（18校）	65校
中学校	14校	18校	1校	33校

大泉桜学園（計19学級）は小・中それぞれで算出。

## 3 適正規模の効果（H20区立学校適正配置第一次実施計画より）

### 集団生活面

- ・小学校では、単学級が解消され、学級の編成替え（クラス替え）ができることにより、交友関係が広がり、多様なものの見方・考え方にふれる機会が得られる。
- ・児童・生徒が相互に刺激しあうという集団生活の良さが生かされ、学校全体に活気が生まれる。

### 学習活動面

- ・合唱・合奏、球技・競技などの学習活動や学芸会、運動会などの学校行事等において、一定規模の集団による多様な活動が可能である。
- ・一定規模の教員数の確保により、習熟度別学習などの多様な学習指導や学校行事等における多様な指導が実践できる。

### 学校運営面

- ・小学校では、複数の教員で学年を運営することにより、授業研究、情報交換などが可能となり、指導方法の広がりや深まりが期待できる。
- ・中学校では、生徒の興味・関心に応じた部活動の開設が可能である。

## 4 過小・過大規模校の課題（H29練馬区学校施設管理基本計画より）

### 過小規模校

集団活動や行事が活発に行われ、児童生徒が様々な人とのかわりの中で学び、成長していくために、学校には一定程度の児童生徒数と学級数が必要です。

- ・単学級ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなる
- ・過小規模校は、教員が少なく、授業改善の取組や部活動などが制限され、児童生徒のニーズや興味・関心に十分応えられない傾向がある
- ・集団生活の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向にある

### 過大規模校

- ・教室、体育館、校庭、少人数指導や部活動のスペースなどの施設面に余裕がない
- ・社会科見学や移動教室時の見学場所が制限される場合がある

## 5 過小・過大規模校への対応（H29練馬区学校施設管理基本計画より）

### 過小規模校

#### 統合・再編

適正規模を下回る過小規模校は、統合・再編を基本に検討します。統合・再編は、統合対象としたいずれの学校も廃止し、新校を設置する方法、対象の過小規模校のみを廃止し、近接校の学区に編入する方法のいずれかの方法により行います。

#### 準備期間

概ね2年間の準備期間を設けたうえで実施します。

### 過大規模校

#### 通学区域の変更

通学区域の変更を基本に検討します。

#### 準備期間

概ね1年間の準備期間を設けたうえで実施します。

過小・過大規模校とも、統合・再編の組合せ、学校の位置、学校施設の状況などから、適正規模を確保している学校も統合・再編の対象となることがあります。